

# 『令和4年度版 宅地建物取引士 講習テキスト』

## 訂正表

(公財)不動産流通推進センター

下記のとおり、誤りがありましたので訂正いたします。恐れ入りますが、読み替えてご利用くださいませうようお願いいたします。

### 該当箇所 121頁

【誤】 <下線部分が誤り部分です>

【参考】 業者が宅地又は建物の売買等に関して受け取ることができる報酬の額  
<告示第七> (告示第二から第六までの規定によらない報酬の受領の禁止)

- ① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し、第二から第六までの規定によるほか、報酬を受けることはできない。ただし、依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額については、この限りでない。

<「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」> (告示第七 (告示第二から第六までの規定によらない報酬の受領の禁止)) 関係

- ① 宅地建物取引業者は、告示第二から第六までの規定によるほかは依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額を除き報酬を受けることはできない。  
したがって、告示第二から第六までの規定による報酬及び依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額以外にいわゆる案内料、申込料や依頼者の依頼によらずに行う広告の料金に相当する額の報酬を受領することはできない。
- ② この規定には、宅地建物取引業者が依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査等に要する費用に相当する額の金銭を依頼者から提供された場合にこれを受領すること等依頼者の特別の依頼により支出を要する特別の費用に相当する額の金銭で、その負担について事前に依頼者の承諾があるものを別途受領することまでも禁止する趣旨は含まれていない。

【正】 <下線部分を訂正・加筆しました>

【参考】 業者が宅地又は建物の売買等に関して受け取ることができる報酬の額  
<告示第九> (告示第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止)

- ① 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し、第二から第八までの規定によるほか、報酬を受けることはできない。ただし、依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額については、この限りでない。

<「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」> (告示第九 (告示第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止)) 関係

- ① 宅地建物取引業者は、告示第二から第八までの規定によるほかは依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額を除き報酬を受けることはできない。  
したがって、告示第二から第八までの規定による報酬及び依頼者の依頼によって行う広告の料金に相当する額以外にいわゆる案内料、申込料や依頼者の依頼によらずに行う広告の料金に相当する額の報酬を受領することはできない。
- ② この規定には、宅地建物取引業者が依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査や空家の特別の調査等に要する実費の費用に相当する額の金銭を依頼者から提供された場合にこれを受領すること等依頼者の特別の依頼により支出を要する特別の費用に相当する額の金銭で、その負担について事前に依頼者の承諾があるものを別途受領することまでも禁止する趣旨は含まれていない。

※ 本テキスト253頁～254頁において、該当部分(告示第九)に関する正しい内容を記載しております。